

9月10日は「屋外広告物の日」です 屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物とは、ビルの屋上にある広告塔や建物の壁にある壁面広告、電柱広告やのぼり旗などのことで、その形態はさまざまです。また、その内容が営利的な広告物かどうかは問いません。

屋外広告物の掲出には許可および手数料が必要です

屋外広告物は、広報、宣伝活動の一つとして社会的に重要な役割を果たすとともに、良好な景観との調和が求められています。さらに、通行人などに対する危険防止にも十分な配慮が必要です。

そのため、屋外広告物を掲出するためには、あらかじめ許可を受けなければなりません（自家広告物で10㎡以下など一部除外もあります）。また、手数料が必要です。

実態調査および除去に取り組んでいます

市内にある未申請の屋外広告物、著しく老朽化している広告物などを調査し、広告業者や事業者などへの個別啓発を考えています。また、信号機、ガードレールなどの『禁止物件』に掲出されている「貼り紙類」、「立て看板」などの違法物件は除去を行っています。

☎ 都市計画課（内線312）

STOP メタボ 65歳～74歳の健診がスタート

市では、国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健診と、その結果に基づいた保健指導を行っています。

9月1日から、65歳から74歳までの方の健診がスタートします。受診期限は12月末です。受診券および受診についての詳しい内容は、8月末に郵送しました。

費用 本人負担額は1,000円です。受診当日医療機関でお支払いください。

受診方法 受診券と保険証を持って、希望する医療機関で受診してください。

健診が受けられる医療機関は、受診券に同封した「医療機関一覧」をご覧ください。受診券がない方は市民課保険年金係で再発行しますので、ご連絡ください。

※40歳から64歳までの方へ

6月末に特定健診の受診券を郵送しました。受診期限は9月30日です。期限を過ぎると特定健診を受診できなくなりますので、受診していない方は、早めに受診してください。

☎ 市民課保険年金係（内線133）

まちづくり支援事業費補助金 対象事業を追加募集します

公共性・公益性のあるまちづくりに関する活動を行う団体に対し、予算の範囲内で、事業費の1/2以内・25万円を上限に補助金を交付します。

対象団体 構成員5人以上で、公益的な事業を自主的に行う、会計規定などが整備されている団体。

審査 申請書および申請団体によるプレゼンテーションにより、市の審査委員会で審査し、交付を決定します。

申込方法 申請書（総合政策課で交付または市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入の上、10月5日（金）までに同課へ提出してください。

☎ 総合政策課（内線212）

窓口サービスアンケート にご協力ください

市では、市民の皆さんにより良い窓口サービスを提供するため、9月14日（金）から28日（金）まで、窓口サービスアンケートを実施します。

市役所各課窓口でアンケート用紙を配布しますので、玄関ロビーなどに設置する回収箱に投函してください。皆様のご協力をお願いします。



☎ 総合政策課（内線212）

国民健康保険 日曜日受付と納付相談会

国民健康保険の納付相談や手続きのため、日曜日に相談窓口を開設します。

仕事の都合などで平日に来庁できない方は、ぜひご利用ください。

期日 9月16日・23日の日曜日
時間 午前8時30分～午後5時
場所 市役所国民健康保険窓口
受付内容

保険料の納付相談、転入・転出などに伴う資格取得手続き、離職・就職などに伴う資格喪失手続きなど。

※23日は弁護士による多重債務無料相談会を開催します（午後1時～4時）。

☎ 市民課保険年金係（内線134）